平成２５年（フ）第８８２号
名古屋市中川区打中２丁目269番地　ルミエール打中206号
債務者　木戸口健二
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2142番地11　サニープレインＣ202号
債務者　徳永こと　徳永　　裕
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
岡山県倉敷市福島３番地１　桜川ハイツ103、申立時の住所岡山県倉敷市石見町７番12号グリーンピア吉田102号
債務者　貝原　邦彦
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
高知市薊野西町１丁目24番14号　千歳マンション203号
債務者　中町　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２１号
高知市越前町１丁目６番28号
債務者　門田　健一
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１号
高知県高岡郡津野町杉ノ川乙1034番地１
債務者　下元　久子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１９号
北海道目梨郡羅臼町知昭町70番地
債務者　森　　恵子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１７９号
川崎市川崎区藤崎４丁目32番10号　マーベラスＭ101、前住所川崎市川崎区大島３丁目26番11号　ヴァンヴェール103
債務者　大門文子こと　呉　　文子（旧通称名伊藤文子）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
川崎市川崎区大島３丁目27番５号　ドルフィンハイツ102、前住所川崎市川崎区鋼管通２丁目１番３―402号　峰田ハイツ
債務者　寺澤　彰洋
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
川崎市多摩区登戸1998―１　スタープラザ向ヶ丘遊園402、住民票上の住所川崎市麻生区東百合丘３丁目１番14―510号
債務者　松戸　浩司
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
川崎市川崎区観音２丁目19番５―205号　ニューラポール観音
債務者　石垣　　諭
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
川崎市宮前区平５丁目４番11号
債務者　望月　好正
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
川崎市幸区南幸町３丁目75番地１　ホーユウコンフォルト川崎409
債務者　川村　祥史
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
川崎市高津区久末453番地　久末寺谷住宅１号棟706、前住所川崎市宮前区野川894番地５コーポ司202
債務者　金城　理香（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８６６号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山団地26―407
債務者　山本けい子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部